

【労働者災害補償保険：職業性胆管がんの詳細】

（平成30年3月1日時点）

■対象者

特に次のような方

- ・過去に印刷機の洗浄・払拭作業のように、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン等（※）を用いた溶剤に高濃度でばく露した方
 - ※ 1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンとは溶剤、洗浄剤等に使用されている塩素系有機溶剤です。なお、具体的な商品名ではありません。
- ・若くして胆管がんを発症した方
（胆管がんは通常、高齢者に多いとされる疾病です。）

■利用方法

労働基準監督署に労災保険の申請を行います。

労災保険の保険給付は、一定の期間請求しないでいると時効により消滅しますが、胆管がんの発症や死亡から、長期間経過している場合も、労災として認定される可能性があります。

■申請時期

胆管がんの診断を受け、仕事が原因であると考えられるとき

■よくある質問（Q&A）

Q1：どこか相談できる窓口はありますか？

A1：都道府県労働局で職業性胆管がんの電話相談を受けています。

- ・事業場での化学物質対策について→東京労働局健康課
- ・労災請求のしくみや手続きについて→東京労働局労災補償課

（参考）東京労働局の問い合わせ先

http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/roudoukyoku/organization_x.html

参考：厚生労働省労災補償ホームページ